

原子力規制委員会設置法第二十二條第一項の員数を定める政令 参照条文

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抄） …… 1

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抄）

（緊急事態応急対策委員）

第二十二條 原子力規制委員会に、原子力規制委員会の指示があつた場合において、原子力災害対策特別措置法第二条第二号に規定する原子力緊急事態における応急対策に関する事項を調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策委員（以下「応急対策委員」という。）を置く。

2 4 （略）